

## 合併認可申請書

令和4年12月1日

都道府県知事 殿

住所又は主たる事務所の所在地  
東京都千代田区霞が関  
3丁目1番1号  
合併する法人の名称  
第一ファーム  
代表者の氏名  
養鶏 ヨシコ  
連絡先  
04-567-8901

住所又は主たる事務所の所在地  
東京都千代田区霞が関  
4丁目1番1号  
合併する法人の名称  
第二ファーム  
代表者の氏名  
採卵 タマヨ  
連絡先  
05-678-9012

下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第2項の規定により、法人の合併について認可を受けたいので申請します。

### 記

- 合併予定年月日：令和5年1月1日
- 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所：  
第一ファーム（東京都千代田区霞が関3丁目1番1号）
- 合併の理由：生産基盤の強化に向けた業務の統合のため。
- 合併に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：第△△△号（令和4年6月1日）
- 合併に係る認定畜舎等の所在地：東京都千代田区霞が関3丁目1番1号
- 合併に係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項  
(1) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 午前零時から午前四時まで及び午後十時から午後十二時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を零とする。

(B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け等）
滞 在 人 数	4 人	4 人	0 人	3 人
滞 在 時 間	3 時間／人	2 時間／人	0 時間／人	2 時間／人
延べ滞在時間	12 時間	8 時間	0 時間	6 時間
合 計	26 時間			

- 通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4人	8時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input checked="" type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

(2) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。
- 2以上の避難口を特定している。

(3) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 様式第1号を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B構造畜舎等の場合)

- 定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。
- 畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

(4) 第19条本文又は第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又は

その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を  
存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

7. 合併に係る認定畜舎等で行う畜産業の内容

(1) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類： 乳用牛

②頭数： 300頭

(2) 飼養形態（飼養施設の場合）： フリーストール

(3) 家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

8. 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員の法令遵守状況

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

（注意）

□がある場合は、該当する□に✓印を付けること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。